

## 第5号議案

愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和7年3月7日提出

愛南町長 中村 維伯

### 提案理由

育児・介護休業法の改正に伴い、男女とも育児・介護を両立できるよう、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充及び介護離職防止のための雇用環境の整備を規定する必要があるため。

## 愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年愛南町条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「当該子」を「その子」に改め、同条第4項を次のように改める。

- 4 前3項の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第17条第1項中「規則で定める者」の次に「(第19条の2第1項において「配偶者等」という。))」を加え、同条第3項中「第17条」を「第19条」に改める。

第19条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事情を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に課する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする

改正後の愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより当該請求を行うことができる。

（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正）

3 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年愛南町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第10条中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附則第11条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第8条の2 略                      (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 第1項略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、<u>当該子</u>を養育するために請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>」                      _____                      _____                      _____とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員」と、「<u>その子を養育する</u>」とあるのは「<u>、当該介護者を介護する</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における</u>」と、「<u>前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」とあるのは「要介護者のある職員」と、「その子を養育する」とあるのは「、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。</u>」</p> <p>5 略</p> <p>第8条の4～第16条 略                      (介護休暇)</p> <p>第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 _____                      _____で負傷、疾</p>	<p>第1条～第8条の2 略                      (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 第1項略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、<u>その子</u>を養育するために請求をした場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前3項</u>の規定は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者でその子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態としてその子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が、<u>規則で定めるところにより、その子を養育</u>」とあり、<u>並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、その子を養育」とあるのは「第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>第1項中「深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における</u>」と、「<u>第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と読み替えるものとする。」</p> <p>5 略</p> <p>第8条の4～第16条 略                      (介護休暇)</p> <p>第17条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 <u>(第19条の2第1項において「配偶者等」という。)</u>で負傷、疾</p>

現 行	改 正 案
<p>病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、町長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、愛南町職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>第17条の2～第19条 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>以下 略</p>	<p>病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、町長が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 介護休暇については、愛南町職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>第17条の2～第19条 略</p> <p><u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u></p> <p><u>第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事情を知らせなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に課する措置)</u></p> <p><u>第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>以下 略</p>

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>本則 略</p> <p>附 則</p>	<p>本則 略</p> <p>附 則</p>

現 行	改 正 案
<p>第1条～第9条 略</p> <p>(愛南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第10条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の愛南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定を適用する。</p> <p>(愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第11条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第9条 略</p> <p>(愛南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第10条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の愛南町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定を適用する。</p> <p>(愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第11条 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新条例」という。)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。</p> <p>以下 略</p>